

# 設置しましたか？ 住宅用火災警報器

消防法および川口市火災予防条例で、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置・維持することが義務付けられました。火災で重要なことは早期発見です。まだ住宅用火災警報器を設置していない住宅は、すぐに設置しましょう。

- 既存住宅 → 平成20年6月1日から設置義務  
もう8月です！まだ設置していない住宅はありませんか？
- 新築住宅 → 平成18年6月1日から建築時に設置義務



**誰が取り付けるの？**  
住宅の所有者や管理者などが取り付けます。持ち家は所有者が、賃貸住宅は、家主と借家人の双方に設置義務がありますので協議してください。

## 誰が取り付けるの？

**どこで買えるの？**  
防災機器販売店、家電量販店、ホームセンターなどで購入できます。日本消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク）が付いているものを目安として選びましょう。

## どこで買えるの？

住宅用火災警報器とは、火災による煙や熱を感知して、警報音や音声で火災の発生を知らせる装置です。就寝中の逃げ遅れの防止や、被害の軽減などに役立ちます。

## 火災の早期発見のため住宅用火災警報器を

## この機会を狙った悪質な訪問販売に注意!!

こんな言葉にだまされないで!

- ・届出が必要
- ・全ての部屋に設置が必要
- ・取り付けないと罰則がある
- ・点検が義務付けられている
- ・資格がないと設置できない



あやしいと思ったら…

- ・身分や用件を確認する
- ・家の中に入れない
- ・その場でサイン・押印をしない

こちらに相談してください

- 埼玉県消費生活支援センター  
☎ 261-0999
- 川口市消費生活相談コーナー  
☎ 258-1241

消防本部予防課 ☎ 261-8371  
(財) 日本消防設備安全センター内  
住宅用火災警報器相談室  
0120-565-911

問い合わせ

### ① 平屋建住宅の設置例



(例) 寝室が1室のみの場合

## 主な設置例

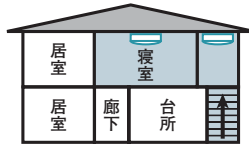
は住宅用火災警報器を示す

寝室と、寝室のある階の階段に設置義務があります

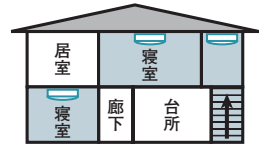
### ② 2階建住宅の設置例



(例1) 寝室が1階に1室のみの場合

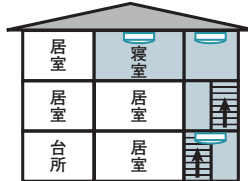


(例2) 寝室が2階に1室の場合

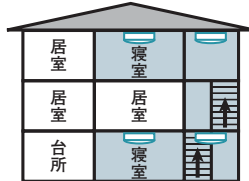


(例3) 寝室が1階、2階に各1室の場合

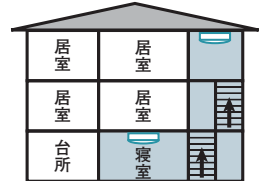
### ③ 3階建住宅の設置例



(例1) 寝室が3階の1室のみの場合



(例2) 寝室が1階および3階の場合

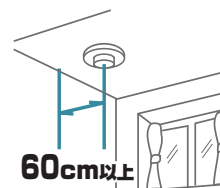


(例3) 寝室が1階に1室のみの場合

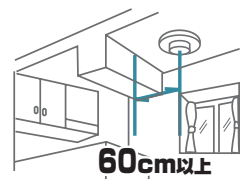
### 設置する位置は？

#### 天井の場合

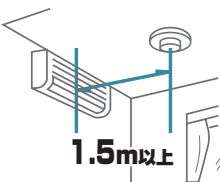
壁面から住宅用火災警報器の中心が60センチ以上離れる位置



はりがある場合は、60センチ以上離れる位置



エアコンの吹き出し口や換気口などから1.5メートル以上離れる位置



#### 壁面の場合

天井から住宅用火災警報器の中心が15～50センチ以内におさまる位置

